

【表紙】
【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和5年1月13日

【会社名】 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
スティーブン・ユワート
(Steven Ewart)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 村 上 遼
同 八 坂 俊 輔
同 前 田 圭一朗
同 飯 野 敦 之
同 松 本 健
同 隈 大 希
同 坂 本 興太郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	令和3年8月2日
効力発生日	令和3年8月13日
有効期限	令和5年8月12日
発行登録番号	3-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000億円
発行可能額	870,874,472,368円

- 【効力停止期間】 この訂正発行登録書は、発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでの間に提出されているため、発行登録の効力は停止しない。
- 【提出理由】 発行登録書（訂正を含む。）の「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2025年1月31日満期 トルコ・リラ建利付社債」の売出しに係る一定の記載事項を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである（訂正内容については、以下を参照のこと。）。
- 【縦覧に供する場所】 該当なし。

【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

<訂正前>

（前略）

売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	南都まほろば証券株式会社 (以下「売出人」という。)	奈良県奈良市西大寺東町2丁目1番56号 南都銀行 西大寺駅前ビル3階
---------------------------------	-------------------------------	---------------------------------------

（後略）

2【売出しの条件】

（前略）

申込受付場所	売出人の日本における 本店及び各支店（注2）	受渡期日	2023年1月31日 （日本時間）
売出しの委託を 受けた者の住所 及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約 の内容	該当なし

（中略）

（注2）本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	<u>パークレイズ証券株式会社</u> (以下「売出人」という。)	<u>東京都港区六本木6丁目10番1号</u> <u>六本木ヒルズ森タワー31階</u>
---------------------------------	--------------------------------------	---

(後略)

2【売出しの条件】

(前略)

申込受付場所	売出人及び売出取扱人の日本における 本店及び各支店(注2)	受渡期日	2023年1月31日 (日本時間)
売出しの委託を 受けた者の住所 及び氏名又は名称	<u>奈良県奈良市西大寺東町2丁目1番56号</u> <u>南都銀行西大寺駅前ビル3階</u> <u>南都まほろば証券株式会社</u> (以下「売出取扱人」という。)	売出しの委託契約 の内容	<u>パークレイズ証券株式会社</u> <u>は、南都まほろば証券株式会</u> <u>社に本社債の売出しの取扱い</u> <u>を行うことを委託している。</u>

(中略)

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人又は売出取扱人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人又は売出取扱人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人又は売出取扱人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(後略)